

国連気候変動枠組条約第 18 回補助機関会合 (SB18) における検討事項

2003年5月20日

地球環境対策部

高橋 浩之

蛭田 伊吹

国連機構変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局作成の暫定アジェンダなどに基づき、第 18 回補助機関会合 (SB18) の検討事項の概要を解説する。

1 開催概要

【開催スケジュール】

- ・ 2003年6月4日(水)～13日(金)

【開催場所】

- ・ ボン/ドイツ、マリタイムホテル (Maritim Hotel, Godesberger Allee, D-53175 Bonn, Germany)
尚、今回の SB18 会期中の 6 月 7 日 - 8 日に、CDM 理事会第 9 回会合 (CDMEB09) もボンで開催される予定となっている。

2 京都議定書批准状況 (2003年5月20日現在)

- ・ 批准国数 109ヶ国 (附属書 締約国 31、非附属書 締約国 78) [発効要件 55ヶ国以上]
- ・ 批准した附属書 国の 1990年における CO2 排出量割合合計 43.9% [発効要件 55%以上]
(主な未批准国の 1990年における CO2 排出量の割合 米国 36.1%、ロシア 17.4%、豪州 2.1%、スイス 0.3%)
- ・ 尚、SB18 開催時点での気候変動枠組条約および京都議定書の批准状況は、第一回全体会合で報告される予定となっている。

3 科学的技術的助言のための補助機関第 18 回会合 (SBSTA18)

3.1 IPCC 第 3 次評価報告書 (TAR) - 議題 3(a)(b) -

- ・ UNFCCC は SBSTA16 において、TAR における A. 「研究及び組織的観測」 B. 「気候変動における影響・脆弱性・適応の科学的、技術的および社会経済的側面」 C. 「緩和の科学的、技術的および社会経済的側面」の 3 つを定期的に議論する予備的な領域として特定した。それを受け、SBSTA17 では IPCC をはじめとする研究組織が参加して研究の優先領域、科学者に対する質問等に関して議論が行われた (報告書は FCCC/SBSTA/2003/13 パラ 45)。
- ・ SBSTA18 では、B. 及び C. に関する問題を中心に議論を進め、各国が提出した意見 (FCCC/SBSTA/2003/MISC.2、同 Add.1 および FCCC/SBSTA/2003/2) の中で、どのトピックを、何時、どのように議論していくかを決定する予定である。同時に、影響・脆弱性・適応等に関する方法論的側面を本議題あるいは議題 4(a) 「条約及び京都議定書における方法論的作業のレビュー」のどちらにおいて議論すべきかについても議論する。

3.2 研究および組織的観測 - 議題 7 -

- ・ SBSTA17 において、「研究」活動の状況について集中的に議論が行なわれ、将来のセッションにおける気候変動の研究に関する問題を定期的に議論することが決定された。SBSTA18 では、特に気候変動における「観測」ネットワークの妥当性および改善するために何をすべきかに焦点を当てた議論が進められる。
- ・ 地球気候観測システム (GCOS) 事務局は、世界観測システムの適正評価のため、COP 4 にて UNFCCC に第 1 次適正度報告書 (adequacy report) を提出しているが、その後のネットワークやシステムの進捗を見極め、異なるユーザー・コミュニティの要求に沿うような世界気候観測システムの改善のためにどのような活動が必要であるかを決定するため、第 2 次適正度報告書を SBSTA18 までに完成するよう COP 7 にて要請された。現在最終草案が UNFCCC の HP から閲覧可能である。
(<http://www.wmo.ch/web/gcos/gcoshome.html>)

- UNFCCC 事務局は第 2 次報告書についての会合間協議を SBSTA18 直前に開催するよう要請されていることから、2002 年 12 月の報告書案に基づいて検討事項をまとめた文書を作成し (FCCC/SBSTA/2003/9)、会合間協議を 6 月 2 日ボンで開催する予定である。議論の内容は SBSTA18 で口頭報告される。
- 各国は、附属書 締約国の国別報告書を統合した文書 (FCCC/SBSTA/2002/INF.15) GCOS の第 1 次適正度報告書 (FCCC/CP/1998/MISC.2、要約は FCCC/CP/1998/7) および第 2 次適正度報告書案の最終草案を確認し、「どの用途に対して適正か?」というこの議論における再優先課題を念頭に、議論に備える必要がある。
- SBSTA18 では、GCOS から提出される報告書に関して議論し COP9 で意思決定するために必要なその他事項も特定する。

GCOS 第 2 次妥当性報告書については、GISPRI 作成の下記レポートの 19 ページを参照のこと。

[IPCC 第 20 回全体会合 参加報告 \(2003/2/19~21、フランス・パリ\)](http://www.gispri.or.jp/kanky/ipcc/pdf/20_PLENARYmeeting.PDF) <PDF ファイル>

(http://www.gispri.or.jp/kanky/ipcc/pdf/20_PLENARYmeeting.PDF)

3.3 条約及び京都議定書における方法論的作業のレビュー - 議題 4(a) -

- SBSTA17 において、現在実施されている方法論的活動の検討、及び将来の作業に対する戦略的なアプローチの開発が、将来の条約及び京都議定書の実施のためになるという結論に達した。また、SBSTA17 は各国の本議題に対して、検討すべき作業や方法などに関する意見の提出を求めた。
- UNFCCC 事務局がまとめた各国意見によると (事務局レポートは FCCC/SBSTA/2002/INF.1、各国意見は FCCC/SBSTA/2003/MISC.3) 今後の検討を進めるべき作業プログラムとして、以下の 5 つをリスト化している。

温室効果ガスインベントリー (1996 年改訂ガイドラインの改訂作業、LULUCF グッドプラクティスガイダンス、国際航空海上輸送における GHG 排出量算定、5, 7, 8 条ガイドラインおよび登録簿など)

温室効果ガス排出および吸収の予測 (附属書 締約国の国別報告書の編集、予測の分析)

政策措置の評価 (同上、開発途上国に対する社会経済的悪影響の考慮、CDM での経験の共有化) 緩和・適応技術の評価 (TT-Clear の改善、IPCC による CO₂ 回収・固定化報告書の検討、情報の頒布)

気候変動による影響・脆弱性・適応の評価 (情報の頒布)

その他の作業 (非附属書 国の国別報告書作成や気候変動への歴史的寄与度評価に関するブラジル提案)

- SBSTA18 では方法論的作業の実施についての「対象、方法、実施者、優先順位」および考えられる作業プログラムについて議論する。

3.4 京都議定書 5,7,8 条関連事項 - 議題 4(b) -

【一般的事項】

- 温室効果ガスインベントリーを審査する専門家審査チーム (ERT) の訓練のためのパイロットプログラムコースが 2002 年 12 月にジュネーブで開催された (報告書は FCCC/SBSTA/2003/3) SBSTA18 では、さらに審査専門家の訓練プログラムを議論する。
- 初期割当量や国別登録簿に関する情報などを審査する ERT の主審査者 (Lead reviewer) の選出の基準を議論する。また、特に ERT の作業における紛争管理に力点を置き、ERT に参加する審査者および主審査者の能力、専門性、パフォーマンスの保証及び開発の方法を議論する。
- 京都議定書 5 条 2 項に基づく調整の技術ガイダンスの第 2 回ワークショップが、2003 年 4 月リスボンで開催された。COP9 および COP/MOP1 に提言するために、このワークショップの成果をさらに議論して「5 条 2 項調整に関する技術ガイダンス」の決議案を採択する (ワークショップの報告書は FCCC/SBSTA/2003/INF.5、各国の意見は FCCC/SBSTA/2002/MISC.4)。
- 京都議定書 8 条における秘匿情報の取扱いについて、UNFCCC 事務局が現在の審査作業における取扱いと作業標準案を含んだ報告書を作成した (FCCC/SBSTA/2003/INF.2) SBSTA18 では、秘匿情報の取扱いに関する作業標準案について議論する。

【京都議定書 7 条 4 項関連事項】

- COP8 において登録簿システムの基本的な部分に関する「一般設計仕様」を採択したのを受けて (決

議 24/CP.8) UNFCCC 事務局は COP9 で取引ログの開発を終了することを念頭におき、登録簿システムの「機能的・技術的仕様」の構築を実施している。また、UNFCCC 事務局、専門家、締約国間における登録簿システム開発の情報交換のために、SBSTA 議長主催の会合間協議が 6 月 2 日にボンで開催され、各国の国別登録簿構築状況も報告される予定である。(報告書は FCCC/SBSTA/2003/INF.6 SBSTA18 会期中に公表される予定)

- ・ SBSTA18 では、COP9 で決定される予定の登録簿システム間の「機能的仕様」および「技術的仕様」のうち、「機能的仕様」に関する決議案が議論されることが予想されている。

3.5 条約附属書 締約国における温室効果ガスインベントリーの報告・レビュー - 議題 4(C) -

- ・ SBSTA16 及び SBSTA17 において、温室効果ガスインベントリー審査に参加する専門家の訓練、および温室効果ガスインベントリーの技術審査における秘匿データの取扱いについて、関連する議題 4(b) 「京都議定書 5,7,8 条関連事項」と一緒にさらに議論することが決定された(関連文書は FCCC/SBSTA/2003/3、FCCC/SBSTA/2003/INF.2)
- ・ SBSTA18 では、専門家の訓練と秘匿データの取扱いのどの領域が条約における温室効果ガスインベントリー審査と関連するのかを特定すると同時に、COP9 に向けて本問題の決議案を用意するかを議論する。

3.6 吸収源 CDM 活動の定義と方法 - 議題 4(d) -

- ・ SBSTA は、第 1 約束期間の吸収源 CDM 活動の定義と方法を、排出源 CDM 活動の方法と手順(M&P) の Annex (決議 17/CP.7、FCCC/CP/2001/13/Add.2) を反映する形で COP9 までに作成し同会合への提言及び COP/MOP1 での採択に備えるよう、COP7 マラケシュ合意(決議 11/CP.7 及び 17/CP.7) に定められている。
- ・ 当事項について、SBSTA16 では委託事項及び作業計画が決定され、SBSTA17 では UNFCCC 事務局によって作成された非永続性・ベースライン・追加性・リーケージ・社会経済的及び環境的影響に対処する方法に関するオプションペーパー(各国意見は FCCC/SBSTA/2002/MISC.22、同 Add.1-4、オプションペーパーは FCCC/SBSTA/2003/6、および FCCC/SBSTA/2003/7) を基に議論が進められた。
- ・ 2003 年 2 月にはブラジル・イグアスでワークショップが開催され(ワークショップの報告書は FCCC/SBSTA/2003/8) SBSTA18 までに各国意見を反映した統合テキスト草案を作成することとした(各国提出文書は FCCC/SBSTA/2003/MISC.5、統合テキスト草案は FCCC/SBSTA/2003/4)
- ・ SBSTA18 では、上記の統合テキスト草案に基づき、COP9 への提言および COP/MOP1 での採択に向けた決議案に関する議論を継続する。

2003 年 2 月ワークショップの結果については GISPRI 作成の下記レポートを参照のこと。

[吸収源 CDM ワークショップ\(2003 年 2 月 12~14 日 イグアス・ブラジル\) 概要](#)

(<http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/cdmworkshop.pdf>)

3.7 土地利用、土地利用変化、林業(LULUCF)に関するグッドプラクティスおよび他の情報 - 議題 4(e) -

- ・ IPCC は、LULUCF 部門のグッドプラクティス・ガイダンス(GPG) 純炭素ストック変化及び人為的な温室効果ガスの排出・吸収の計測・見積・不確実性評価・モニタリング・報告に関する不確実性管理についての報告書を作成するよう COP7 にて要請された(決議 11/CP.7、IPCC ではタスク 1 と呼ばれている)。又、人為的な森林の土地劣化とその他の植生タイプの消失の定義及びこれらの活動結果による排出のインベントリーと報告の手法オプションの作成(タスク 2) 並びに炭素ストック変化への直接的人為的影響、間接的人為的影響、及び自然効果を識別する実践的方法論の作成(タスク 3) をも要請されている。
- ・ 上記 3 タスクは、IPCC 国別温室効果ガスインベントリープログラム(NGGIP) によって作業が進められており、特にタスク 1 及び 2 は、現在第 2 回専門家・政府レビューが行われている最中であり、IPCC 第 21 回総会(2003 年 11 月、ウィーン)で承認される予定である。承認された報告書は、COP9 で検討され、場合によっては採択されることとなる。なお、SBSTA15 において各国は伐採された木材による製品のアカウンティング実施における意見を提出することを要請されたことから(各国意見は FCCC/SBSTA/2003/MISC.1) 3 月 21 日時点の草案には、木材と紙製品に関する炭素ストックの変化見積

の方法論が含まれている。UNFCCC 事務局は、SBSTA19 までに本問題に関する技術報告書を作成することになっているため、SBSTA18 では実質的な議論は実施しない。

- ・ UNFCCC 事務局は、森林問題に対する調整と協力を促進することを目的とした国連機関と他の国際機関による「森林協働パートナーシップ(CPF)」の会合に出席しており、SBSTA18 では CPF に活動に関する情報が提供される。
- ・ SBSTA18 では、IPCC の作業報告を留意するとともに、必要に応じて追加ガイダンスを提供する。また、伐採された木材の製品に関する将来の作業に影響する IPCC の GPG 報告の構成を検討する。NGGIP の報告書については、GISPRI 作成の下記レポートの 13～15 ページを参照のこと。

[IPCC 第 20 回全体会合 参加報告 \(2003/2/19～20、フランス・パリ\) <PDF ファイル>](http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/pdf/20_PLENARYmeeting.PDF)

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/pdf/20_PLENARYmeeting.PDF)

3.8 国際航空・海上交通での燃料使用による排出量 - 議題 4(f) -

- ・ 現在国際航空・海上交通での燃料輸送による温室効果ガス排出量については、条約における締約国の総排出量合計と別に報告されている。また、その排出量算定方法はまだ確立されていない。
- ・ SBSTA15 において、国際民間航空機関 (ICAO) および国際海事機関 (IMO) に対して、UNFCCC 事務局の支援を受けて国際的な航空・海上交通での燃料使用による温室効果ガス排出量データの質、報告、比較可能性の調査および改善のための機会を探るように要請した。また、SBSTA16 において、国際的な航空・海上交通での燃料消費による排出量の報告の方法論的側面を SBSTA18 で議論することが決定された。
- ・ ICAO および IMO は、温室効果ガスインベントリー作成に参加する専門家会合を、2003 年 2 月および 2003 年 3 月にそれぞれ開催し、(a) 附属書 締約国が、方法論的問題や国際・国内の燃料識別問題などの航空・海運に関する温室効果ガスインベントリーの編集・報告において直面している障害、および(b)UNFCCC 温室効果ガスインベントリーデータベースと ICAO/IMO データベースにおける排出量データ・その他のデータのリンク、排出量見積りのための方法論改善を提案するためにこれらの組織のもとでどのようにデータが使用されるか、という 2 つの事項について議論された。
- ・ また、UNFCCC 事務局は 2002 年に約 30 の附属書 締約国から提出された国際的な航空・海上交通における温室効果ガス排出量のデータをまとめた。このレポートによると、海上部門は 1990 年以降 2000 年までほぼ一定であるのに対して、航空部門は約 50%増加している。(上記の会合の内容および排出量データは FCCC/SBSTA/2003/INF.3)
- ・ SBSTA18 では、これらの議論を踏まえ、今後の SBSTA においてデータ収集方法をなどの適切な方法を確保するために、誰が、いつ、何を実施するかについて議論する。

3.9 技術開発と移転 - 議題 5 -

- ・ COP8 において、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の作業の継続が決定されると共に、SBSTA 議長がキャパシティー・ビルディング等の横断的事項の検討を指揮し、条約に基づく専門家間における協働を促進することを決定した (決議 10/CP.8)
- ・ UNFCCC 事務局は、途上国及び経済移行国におけるキャパシティー・ビルディング・技術移転と開発に関する経験、成功例、挑戦を概説した技術報告書、及び技術移転を可能にする環境作りに関する技術報告書の作成を、SBSBTA17 において要請された (報告書は FCCC/TP/2003/1、FCCC/TP/2003/3) 2 つの技術報告書は、EGTT 第 3 回会合 (6 月 1～2 日、ドイツ・ボン) で検討される予定である。
- ・ また、SBSTA の要請に従い 2003 年 4 月には、技術移転を可能にする環境作りを促進するための意見や経験を交換するためのワークショップがベルギー・アントワープで開催された (報告書は FCCC/SBATA/2003/INF.4)
- ・ SBSTA18 では、ワークショップの結果及び EGTT 第 3 回会合の報告が口頭で行われる。
ワークショップについての IISD レポートは下記のサイトを参照のこと (英文)

<http://www.iisd.ca/linkages/climate/cghen/>

3.10 附属書 締約国における政策措置 (PAMs) - 議題 6、9(a)(b) -

【政策措置のグッドプラクティス】

- ・ 附属書 国に対して議定書目標達成のために、自国で気候変動に対処するための政策措置を実施するように求めている。政策措置を特定および義務化はしてはいないものの、「エネルギー効率化向上」

「吸収源の保護と強化」「持続可能な農業の促進」「再生可能エネルギーの促進」など8つの指標のリストが提示されている。COP7において、各国で実施されている温暖化緩和措置における政策措置に関する情報の共有化を図ることが、持続可能な開発と議定書の目標の達成に向けて経済的な政策手法を特定するために効果的であると確認され、必要に応じて産業界及びNGOも参画したうえでSBSTAがその作業を実施していくことが決定された。

- ・ SBSTA17前に本議題に関するワークショップが開催され、SBSTAは決議13/CP.7に基づく作業を開始するとともに、さらなる作業の議論を実施した(関連文書はFCCC/SBATA/2002/INF.13、FCCC/SBATA/2003/MISC.19、FCCC/WEB/2003/11、およびFCCC/SBI/2003/7/Add.2)が、SBSTA17では本議題の作業は完了することが出来なかった。
- ・ SBSTA18では、上記の関連文書に関して議論するとともに、必要に応じてCOP9およびCOP/MOP1に提言する決議案を採択する。

政策措置に関するCOP7決議は下記を参照のこと。

[決議13/CP.7 附属書 締約国における政策措置のグッドプラクティス](#)

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_13_CP7.html)

【温室効果ガス低排出エネルギー輸出に関するカナダ提案】

- ・ SBSTA16における温室効果ガス低排出エネルギー輸出(cleaner or less-GHG-emitting energy)に関するカナダ提案について、SBSTA17に引き続き議論する(提案内容はFCCC/SBSTA/2002/MISC.3、Add.1およびAdd.2)。

【京都議定書2条3項の実施に関するサウジアラビア提案】

- ・ 議定書2条3項は附属書 締約国の政策措置は「他の締約国に対する環境上、社会経済上の悪影響を最小限にするような方法で」実施されなければならないとしている。附属書 国の政策措置が化石燃料の消費を減少させることによる社会経済的な悪影響を懸念している産油国を代表して、SBSTA16においてサウジアラビアがこの問題に関するワークショップなどの開催を求める提案を行なった。
- ・ SBSTA16で京都議定書2条3項に関する問題の初期の意見交換を実施した。その後、ワークショップの必要性、時期、要素やSBSTA19前に初期ワークショップ開催の可能性について議論したが、SBSTA17では合意できなかった。SBSTA17でも引き続き議論する。

3.11 関連する国際組織との協力 - 議題8 -

【他の条約との協力】

- ・ SBSTA17において、決議5/CP.7パラ36に基づくワークショップ(開発途上国問題に関して実施される他の多国間環境条約との協働活動に関するワークショップ)と合同で開催される、各「リオ条約」間における協力のためのワークショップの「委託事項」に合意するとともに、SBI(実施のための補助機関)に対してこの「委託事項」の検討を要請した。SBIは、ワークショップ開催について事務手続きは一体化できるものの、内容に関しては個別に議論する必要があると結論付けた。UNFCCC事務局は、資金が確保できれば6月末-7月初めの期間にワークショップを開催する予定としている。

「リオ条約(Rio Convention)」とは、1992年のリオデジャネイロ地球サミットを起源とする国連気候変動枠組条約(UNFCCC)、生物多様性条約(CBD)、国連砂漠化防止条約(UNCCD)の3つ。

【モントリオール議定書】

- ・ COP8において、IPCCおよびモントリオール議定書の技術的・経済的評価パネル(TEAP)に対して、科学的なバランスの取れた、技術的、政策に関連する統合特別報告書を2005年初めまでに作成するように要請した。IPCCおよびTEAPは、この要請に対して作成に前向きな回答を行なっている(FCCC/SBATA/2003/MISC.6)。

IPCCおよびTEAPによる報告書(各部門におけるHFCs/PFCs利用に関する手法と技術の情報に関する特別報告書)については、GISPRI作成の下記レポートの10ページを参照のこと。

[IPCC第20回全体会合 参加報告 \(2003/2/19~21、フランス・パリ\) <PDFファイル>](#)

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/pdf/20_PLENARYmeeting.PDF)

【IPCC】

- ・ IPCCは、第4次評価報告書、特別報告書、温室効果ガスインベントリーなどの現在実施中の作業について口頭で報告を実施する。

【国連環境計画 (UNEP)】

- ・ UNEP は、第 21 回運営評議会 (Governing Council) において、地球環境変動における政府間パネル (Intergovernmental Panel on Global Environment Change) の設立を提案した。SBSTA18 において、この決議のコピーが配布される。

【世界貿易機関 (WTO)】

- ・ UNFCCC 事務局は、WTO の会合に参加している。WTO の活動に関する情報は FCCC/SBATA/2003/INF.7 を参照のこと。

【参考メモ ; UNFCCC と WTO の協力について】

2001 年 11 月にドーハで開催された第 4 回 WTO 閣僚会合で立ち上げられた新ラウンドのアジェンダ (DDA ; ドーハ開発アジェンダ) には、そのパラ 31 及び 32 に「貿易と環境」に関する事項が含まれている。特にパラ 31 () は多国間環境条約 (MEAs) 事務局と WTO との間の情報交換及びオブザーバー資格付与基準について交渉することを記しており、現在 WTO 貿易と環境委員会 (CTE、1994 年設立) の特別会合で検討されている。

この事項に関しては、EC、米国、日本を始め、多くの国が推進を支持しており、特にオブザーバー資格に関しては、当面オブザーバー経験のある MEAs をアドホックに認めることで概ね各国意見が一致している。UNFCCC 事務局は既にオブザーバー経験のある MEAs としてリストに含まれているが (WT/CTE/W/41/Rev.10 参照)、モンリオール議定書事務局はオブザーバー資格を要請しているものの保留されている状況である。当事項は、第 5 回 WTO 閣僚会議 (2003 年 9 月、メキシコ・カンクーン) でも引き続き交渉が行われる予定である。

4 実施のための補助機関第 18 回会合 (SBI18)

4.1 条約附属書 締約国の国別報告書 - 議題 3(a)(b) -

【第 3 回国別報告書の編集統合報告書】

- ・ COP7 において、UNFCCC 事務局は 2001 年 11 月末が提出期限となっていた第 3 回国別報告書の編集統合報告書を、COP8 で議論するために作成することを要請された (決議 33/CP.7)。しかしながら、国別報告書提出の遅延により、SBI16 の時点で編集統合報告書完成が SBI18 までかかることとなった。
- ・ この結果を受けて、UNFCCC 事務局は 2003 年 2 月末までに提出された国別報告書に関する編集統合報告書を作成した。報告書は、エグゼクティブサマリー、メインレポート、政策措置の詳細情報に関する付録、予測、および条約 6 条の実施の各項目で構成されている (報告書は FCCC/SBI/2003/7 および同 Add.1~4)。
- ・ SBI18 では、上記の報告書についての議論を実施し、COP9 へ結論あるいは決議を提言する。また、報告書における条約 6 条実施の部分については関連する別の SBI 議題で検討されると同時に、報告書の政策措置の部分については、SBSTA18 の関連する議題においても検討される。

【第 3 回国別報告書のレビュー状況】

- ・ COP7 において、in-depth レビューを含む決議 2/CP.1 および決議 6/CP.3 で規定される国別報告書のレビュー手続きを、決議 11/CP.4 に基づく作成される附属書 締約国の第 3 回国別報告書にも適用するように UNFCCC 事務局に要請した。レビュー状況報告書は FCCC/SBI/2003/INF.4 にまとめられている。

4.2 条約非附属書 締約国の資金問題 - 議題 4(a)(b) -

【特別気候変動基金】

- ・ 特別気候変動基金 (Special Climate Change Fund ; SCCF) とは、開発途上国におけるキャパシティビルディング、気候変動適応・緩和方策、技術移転、化石燃料収入に依存する国への経済多様化などを促進するために、COP7 において設立された (決議 7/CP.7)。
- ・ COP8 において、資金運営機関である地球環境ファシリティー (GEF) に対して、SCCF と他の基金との相補性の確保や用途の透明性などを求める初期ガイダンスを採択した。さらに、SCCF が COP9 以降遅滞なく利用できるようにするための「追加ガイダンス」を COP9 で採択することが決定された。
- ・ この COP8 決議を受けて、締約国、技術移転専門家グループ (EGTT) および後開発途上国専門家グループ (LEG) に対して、特別気候変動基金において優先的に進めるべき活動に関する意見を提出することを要請され、日本を含めた各国・機関の意見は FCCC/SBI/2003/MISC.1、事務局レポートは FCCC/SBI/2003/INF.3 にまとめられている)
- ・ SBI18 では、上記の文書に基づき COP9 で採択する「追加ガイダンス」に関する決議案を議論する。

特別気候変動基金についての COP7 決議は下記の参照のこと。

[決議 7/CP.7 条約のもとでの資金調達](http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_7_CP7.html)

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_7_CP7.html)

【資金的・技術的支援の準備】

- ・ 非附属書 締約国および GEF などから提供された国別報告作成状況に関する情報を含む UNFCCC 事務局の活動報告書は FCCC/SBI/2003/INF.1 にまとめられている。また、国別報告書作成のために GEF から提供された資金的支援に関する情報は FCCC/SBI/2003/INF.5 にまとめられている。さらに、SBI17 において各国に対して求められた、国別報告書作成にあたっての GEF および実施機関との経験についての意見は、FCCC/SBI/2003/INF.11 にまとめられている。
- ・ UNFCCC 事務局は、条約 12 条 4 項に従って非附属書 締約国から提案された「資金供与の対象となる事業のリスト」を、UNFCCC のホームページに掲載している。(<http://www.unfccc.int/resource/webdocs/2000/08.pdf>)
- ・ SBI18 では、上記の文書を留意し、UNFCCC 事務局にさらなるガイダンスを提供する他、COP8 において COP9 までに決定されることになった非附属書 国の第 2 回および第 3 回国別報告書の提出頻度について議論される。

4.3 キャパシティー・ビルディング - 議題 5 -

- ・ COP7 において、開発途上国及び経済移行国におけるキャパシティー・ビルディングの枠組に合意した(決議 2/CP.7 および決議 3/CP.7)。SBI17 では、その枠組実施状況に関する進捗が報告されるとともに、各国はキャパシティー・ビルディング枠組実施の包括的レビューに関する意見の提出を要請された。
- ・ この要請に従って、事務局は以下の 3 つの文書を用意している。包括的レビューに関する各国から提供された情報に関する文書 (FCCC/SBI/2003/INF.8)、開発途上国および経済移行国が自国の優先的なニーズを特定するための活動と附属書 締約国による枠組実施状況に関する各国意見をまとめた文書 (FCCC/SBI/2003/INF.9) および地球環境基金 (GEF) と他の関連する国際組織より提供された情報に関する文書 (FCCC/SBI/2003/INF.10)。
- ・ SBI18 では、これらの文書に留意するとともに、COP9 での枠組包括的レビューに向けてどのような要素を取り入れるかを議論するとともに、さらに枠組実施に関するさらなる行動を COP9 で採択するために、レビュープロセスのガイダンスを提供する。

開発途上国ならびに経済移行国におけるキャパシティー・ビルディング枠組については下記を参照のこと。

[決議 2/CP.7 開発途上国におけるキャパシティー・ビルディング](http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_2_CP7.html)

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_2_CP7.html)

[決議 3/CP.7 経済移行国におけるキャパシティー・ビルディング](http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_3_CP7.html)

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_3_CP7.html)

4.4 条約 4 条 8 項、9 項の実施 - 議題 6(a)(b) -

- ・ 条約 4 条 8 項、9 項では、気候変動の悪影響に対して脆弱な小島嶼国や後発開発途上国、および附属書 締約国の対応方策実施の悪影響を受ける産油国などの開発途上国に対して、資金・保険・技術移転などの観点から、COP において必要な活動を検討していくこととしている。

【COP7 決議 (決議 5/CP.7) の進捗状況】

- ・ COP7 において、UNFCCC 事務局に対して他の多国間環境条約と考えられる相乗効果および共同行動に関するワークショップを開催するように要請した。SBI17 で、リオ条約間の協調に関するワークショップと合同にする決定を受けて、現在、事務局によって準備が進められており 6 月末 - 7 月初めごろには開催される予定である。
- ・ 2003 年 5 月には、COP7 決議に基づいて気候変動と異常気象における保険やリスク管理に関するワークショップが開催され、この開催報告が SBI18 で実施される予定である (SBI17 における、ワークショップに対する追加委託事項は FCCC/SBI/2002/MISC.4、および Add.1-2)。
- ・ COP7 決議に関する各国意見は FCCC/SBI/2003/MISC.3 にまとめられている。

条約4条8項、9項の実施に関する COP7 決議は下記を参照のこと。

[決議5/CP.7 条約4条8項、9項の実施](#) < PDF ファイル >

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/cop7_05.pdf)

【後発開発途上国 (LDCs) に関する問題】

- ・ COP7 において、後発開発途上国 (LDCs) における国別適応行動プログラム (NAPAs) 作成支援のための「後発開発国基金 (LDCs 基金)」および LDCs 専門家グループ (メンバー12名) が設立された。
- ・ COP8 において、LDCs 基金の運営機関 (GEF) に対して追加ガイダンスを策定することを決定するとともに、各国、LEG、および GEF に対して、NAPAs 実行戦略および多様な LDCs の課題の解決方法に関する意見を提出するように求めた (各国意見などは FCCC/SBI/2003/MISC.4、FCCC/2003/INF.6)。
- ・ SBI18 では、LEG 会合や 2003 年 3 月に開催された NAPAs 作成ワークショップなどの LEG 活動報告 (活動報告は FCCC/SBI/2003/6) が行なわれるとともに、上記の各国意見について議論し、LEG に対して追加ガイダンスの提供を行なう。

4.5 条約6条 (教育、訓練、啓発) - 議題7 -

- ・ 条約6条とは「教育、訓練、および啓発」に関する条項で、締約国に対して、国内外において気候変動とその影響についての教育啓発の促進や、情報の公開、公衆の参加、そして途上国における教育訓練の計画の策定などを求めている。
- ・ COP8 において、条約6条における「ニューデリー作業プログラム」を採択した (決議 11/CP.8)。この決定により、UNFCCC 事務局は国別報告書などに記載された情報に基づいて、各国の条約6条実施における進捗報告書を用意することとなった。また、同決定は UNFCCC 事務局に対して、政府間および非政府組織による作業プログラムへの協力した貢献や、情報クリアリングハウスの構成と内容に関する作業を継続するように求めた。
- ・ SBI18 では、事務局より作業プログラムの進捗状況の口頭報告が実施される。尚、第3回国別報告書における各国の情報は FCCC/SBI/2003/7/Add.4 に編集されており、条約6条クリアリングハウスの構成および要素の提案は FCCC/SBI/2003/4 にまとめられている。また SBI18 では、上記の情報に留意するとともに、作業プログラム実施にあたっての今後の作業、および条約6条クリアリングハウスの作業に関する今後のガイダンスを事務局に提供する。

4.6 政府間会合の調整 - 議題 9(a)(b) -

【COP9 開催方法】

- ・ COP8 において、COP9 は 2003 年 12 月 1 日 (月) ~ 12 日 (金) に開催されることが決定し、その後イタリア・ミラノ "Fiera Congress Centre" で開催されることが正式に決定した。
COP9 のホテルなどに関する情報は、下記のサイトを参照のこと。
<http://www.lemarmotte.it/cop9/>
- ・ 京都議定書が COP9 までに発効しない場合の、暫定アジェンダにおいて考えられる要素の一覧、および補助機関・本会合のセッションにおける作業運営に関する提案が、FCCC/SBI/2003/2 にまとめられている。SBSTA18 では、UNFCCC 事務局にガイダンスを提供するためにこの文書に基づき議論を実施する。

【京都議定書締約国会合の役割を果たす第1回締約国会合 (COP/MOP1) 開催方法】

- ・ 議定書13条に基づき、COP/MOP1 は同25条に従って京都議定書が発効した直後の COP と併せて開催されることとなっている。
- ・ SBI17 において、COP/MOP1 実施に関する手続き上・運営上の問題、および各国意見をまとめた文書 (FCCC/SBI/2002/12) に留意するとともに、テキスト案 (FCCC/SBI/2002/17 の Annex) に基づいて SBI18 で引き続き検討することに合意した。SBI17 においては、COP および COP/MOP 各セッションは同じ会期に別々に開催すること、COP および COP/MOP それぞれ別々のアジェンダを設定すること、条約および議定書の各機関は共通のテーマについて合同または別々に議論・採択できる、という3つの点を中心議論したが、合意に達することが出来なかった。
- ・ COP、COP/MOP、補助機関会合における2週間の会合期間の運営や、COP および COP/MOP のアジェンダに関する共通の問題、手続き規則などの COP/MOP1 開催に関する数多くの問題については、

SBI17での議論をもとに FCCC/SBI/2003/3 にまとめられている。この UNFCCC 事務局案によると、COP および COP/MOP におけるセッション、条約および議定書にかかる補助機関会合のセッションは、法的・手続き的に明確に区別されることが提案されている一方、会合の効率性確保のために、条約および議定書において共通するテーマに対しては、同じ期日に連続してセッションを開催するなどの関連性を持たせることが出来ること、ハイレベルセグメントの声明傍聴の同時開催、座席アレンジメント・通訳機器などの共同使用などが提案されている。

- ・ SBI18 では、京都議定書発効を見越して COP/MOP1 開催に関する議論を継続し、UNFCCC 事務局に暫定アジェンダ、議定書補助機関設立の可否などの会合運営、ハイレベルセグメントの時期などに関するガイダンスを提供する。

【会合プロセスへの効果的な参加】

- ・ SBI17 において、条約及び議定書における「効果的な参加」に関する文書 (FCCC/SBI/2002/13) および透明性、効率性、プロセスにおける参加促進に関する各国からの意見に関する文書 (FCCC/SBI/2002/MISC.8) について議論され、各補助機関の議長、ワークショップ議長、および UNFCCC 事務局に対して、ウェブサイトの活用、通知や文書化の迅速化を含む、透明性とオブザーバー参加の促進、ニーズに合わせたワークショップの開催を要請した。SBI18 では、意見提出国の懸念に対応した UNFCCC 事務局回答を含む SBI17 での検討結果が結果が口頭で報告されたあと、さらに議論を継続し、本問題に関するガイダンスを提供する。

4.7 非附属書 締約国における国別報告書の準備ガイドライン - 議題 11(a) -

- ・ COP8 において、非附属書 締約国における国別報告書のガイドラインを採択した (決議 17/CP.8)。このガイドラインしよ促進のためのワークショップが、開発途上国および先進国の専門家が参加し 2003 年 4 月にモーリシャスで開催された (開催報告は FCCC/SBI/2003/INF.2)。
- ・ SBI18 では、この報告書に留意すると同時に、UNFCCC 事務局に対して非附属書 締約国の国別報告書作成支援のためのガイダンスを提供する。

以上

+++++

<参考文献>

- ・ Provisional agenda and annotations, Note by Executive Secretary (FCCC/SBSTA/2003/1), 21 March 2003.
- ・ Provisional agenda and annotations, Note by Executive Secretary (FCCC/SBI/2003/1), 21 March 2003.
- ・ A guide to the Climate Change Convention Process, Climate Change Secretariat, 2002
- ・ A guide to the Climate Change Convention and its Kyoto Protocol, Climate Change Secretariat, 2002
- ・ その他、UNFCCC 事務局作成 Documents